

岩手県告示第319号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年3月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社国府田電気
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市鶴飼上山5番地53
 - ウ 代表者の氏名 国府田昇
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7011号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年3月28日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年3月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社高崎土建
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字長興寺第8地割1番地
 - ウ 代表者の氏名 高崎初雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第9454号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年3月14日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年3月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 左官業齊藤組
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字江刈内第29地割13番地
 - ウ 代表者の氏名 齊藤進
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20180号
 - (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年3月25日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年3月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社菱友
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ一丁目6番30号
 - ウ 代表者の氏名 山口康一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20188号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年3月28日付けで建築工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成26年3月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社コンノ建設

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字台18番地6

ウ 代表者の氏名 金野文夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-24)第7761号

(3) 処分の内容 とび・土工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年3月18日付けでとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。